

経営革新計画ガイドブック

～経営革新計画の申請手続等について～

令和5年8月

千葉県商工労働部経営支援課

【目次】

1 経営革新計画の申請対象者	1
2 経営革新計画の手続	
(1) 経営革新計画の申請窓口	3
(2) 経営革新計画の申請承認手続	5
(3) 経営革新計画の申請書類一覧	7
3 経営革新計画の内容	
(1) 経営革新計画の内容	8
(2) 経営革新計画の申請様式及び記載例	11
(3) 経営革新計画申請書の記載要領	11
4 経営革新計画の承認に基づく支援策	13
5 経営革新計画の承認後に実施される各種調査	13
6 経営革新計画に関するお問い合わせ先	14

このガイドブックは、令和5年8月現在のものです。

千葉県ホームページ「経営革新計画について」のページからダウンロード可能です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keieikakushin/guide.html>

1 経営革新計画の申請対象者

申請の対象となる者は、【表1】に掲げた従業員基準を満たした事業者です。なお、【表2】に掲げた組合等も経営革新計画の申請対象となります。

【表1】申請の対象となる会社及び個人の基準

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種 (下記以外)	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業(下記以外) ソフトウェア業 情報処理サービス業 旅館業	300人以下 500人以下
小売業	300人以下

(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

【表2】申請の対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	申請対象者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、 協同組合連合会、水産加工業協同組合、 水産加工業協同組合連合会、商工組合、 商工組合連合会、商店街振興組合、 商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、 生活衛生同業組合連合会	直接又は間接の構成員の2／3以上が常時 300人（卸売業を主たる事業とする事業者については400人）以下の従業員を 使用する者であること
酒造組合、酒造組合連合会、 酒造組合中央会	直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の 2／3以上が常時500人以下の従業員を 使用する者であること
酒販組合、酒販組合連合会、 酒販組合中央会	直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の 2／3以上が常時300人（酒類卸売業者 については400人）以下の従業員を使用 する者であること

内航海運組合、内航海運組合連合会	直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の2／3以上が常時500人以下の従業員を使用する者であること
技術研究組合	直接又は間接の構成員の2／3以上が【表1】に掲げる者、企業組合又は協業組合であること

(注)企業組合及び協業組合も申請の対象となります。

※上記以外の個人・法人について

- ・NPO法人（特定非営利活動法人）は、申請の対象外となります。
- ・医療法人及び学校法人は、申請の対象外となります。なお、個人開業医は個人事業主であり、申請の対象となります。
- ・特許業務法人、税理士法人等の士業法人の場合は、【表1】に該当すれば、申請の対象となります。
- ・一般社団法人は、直接又は間接の構成員の2／3以上が【表1】または【表2】に該当すれば、申請の対象となります。

※経営革新は既存の事業から新たな取組を行い、経営の向上を図る事業者を支援するものであるため、創業間もない企業やこれから創業をする者については想定しておらず、対象外となります。

2 経営革新計画の手続

(1) 経営革新計画の申請窓口

経営革新計画の申請窓口については、以下のとおりです。

申請窓口が千葉県以外の場合は、国の窓口等にお問い合わせください。

【表1】個別事業者による、又は個別事業者が共同で行う申請の場合

申請者	本社所在地	事業場所	申請窓口
a 社のみ	千葉県		
a、b、c、d社の共同申請 a 社が代表の場合	千葉県 (代表 a 社の本社が千葉県に存在)	千葉県 又は 千葉県以外で活動	千葉県
a、b、c、d社の共同申請 a、b、c 社が代表の場合	千葉県 (代表 a、b、c 社の本社が千葉県に存在) 千葉県、B県、C県 (代表 a、b、c 社の本社がそれぞれ千葉県、B県、C県に存在。ただし、千葉県、B県、C県が同一の地方局管内)	千葉県、B県、C県 又は それ以外の県で活動	事業所管省庁の地方局 又は 経済産業省の地方局 事業所管省庁 又は 中小企業庁
	千葉県、B県、C県 (代表 a、b、c 社の本社がそれぞれ千葉県、B県、C県に存在。ただし、千葉県、B県、C県が同一の地方局の区域を越える場合)		

【表2】組合等による申請の場合

申請者	主たる事務所所在地	事業場所	申請窓口
1 組合等単独の場合	千葉県	千葉県内で活動	千葉県
		千葉県、B県で活動	事業所管省庁の地方局 又は 経済産業省の地方局
		全国	事業所管省庁 又は 中小企業庁

		代表の組合等が 千葉県内で活動	千葉県
複数組合等その他共同の場合 (代表 1名) (a組合等(代表)、 b組合等、 c 社、 d 社)	千葉県 (代表 a 組合等の主たる 事務所が千葉県内に存在)	代表 a 組合等が、 千葉県、 B 県で活動 (千葉県、 B 県が 同一の地方局管内)	事業所管省庁の地方局 又は 経済産業省の地方局
		代表 a 組合等が、 千葉県、 B 県で活動 (千葉県、 B 県が 同一の地方局の 区域を越える場合)	事業所管省庁 又は 中小企業庁

※組合の事業場所は定款に定められた「地区」にて確認します。「全国」とは、定款の地区に全都道府県が記載されているか、全国と記載されている場合を指します。

※複数の組合が共同で申請する場合で、代表となる組合が複数である場合は、県又は国の窓口までお問い合わせください。

【千葉県における申請窓口】

千葉県 商工労働部 経営支援課 経営支援班

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1 (県庁本庁舎14階)

電話：043-223-2712

メールアドレス : keiei03@pref.chiba.lg.jp

(2) 経営革新計画の申請承認手続

千葉県の経営革新計画の申請から承認までの流れは、以下のようになります。

①認定支援機関への相談

経営革新計画の承認取得を御検討の方は、各商工会議所、商工会、(公財)千葉県産業振興センター、千葉県中小企業団体中央会等の認定支援機関に御相談ください。

計画に独自性や新規性、実現可能性を持たせるための検討やアドバイスを行います。

※認定支援機関については、中小企業庁のホームページ等を御参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>



②申請書(案)の作成

申請者（計画を実行する事業者）が、経営革新計画の申請書(案)を作成します。

作成にあたっては、上記支援機関の職員等がアドバイスを行います。



③県による申請書(案)の事前確認

県経営支援課の職員が、申請書(案)の内容が経営革新計画として適切かどうかの確認を行います。所要期間の目安は1～2か月です。

【事前確認の流れ】

ア 作成した申請書(案)（様式1－1～1－3、別表1～6）、チェックリスト及び直近2期の確定申告書（決算書）※¹を、メール※²にて県担当者に送信。

イ 県担当者が内容確認後、修正等を指示します。（複数回行う場合があります）

送信先アドレス：keiei03@pref.chiba.lg.jp

※1 決算直後の申請の場合は、試算表も必要になります。

※2 メール容量が7MB以上のメールは、受信できません。その場合は、ファイルを分割する、画像の解像度を落とす等の方法により、1通当たり7MBを下回るようお願いします。



④県への申請

申請書類一式を、県の申請窓口に郵送、もしくは持参にて提出します。

※申請書類については、本ガイドブック7ページの「（3）経営革新計画の申請書類一覧」を御参照ください。

※申請書類提出月の翌月に審査となります。月の末日が土日・祝日等の場合は、県庁の最終開庁日を末日とします。



⑤県での審査・承認

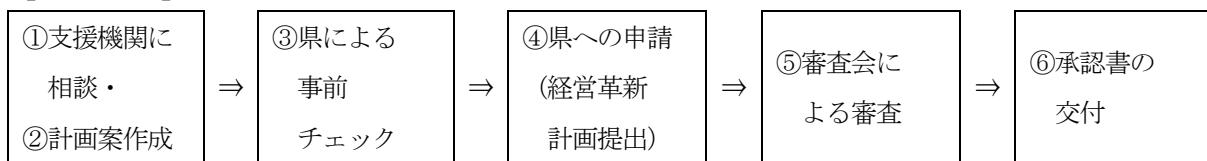
審査会において、審査委員が経営革新計画として承認することを適當と認めた場合、知事が承認します。（審査月の月末）



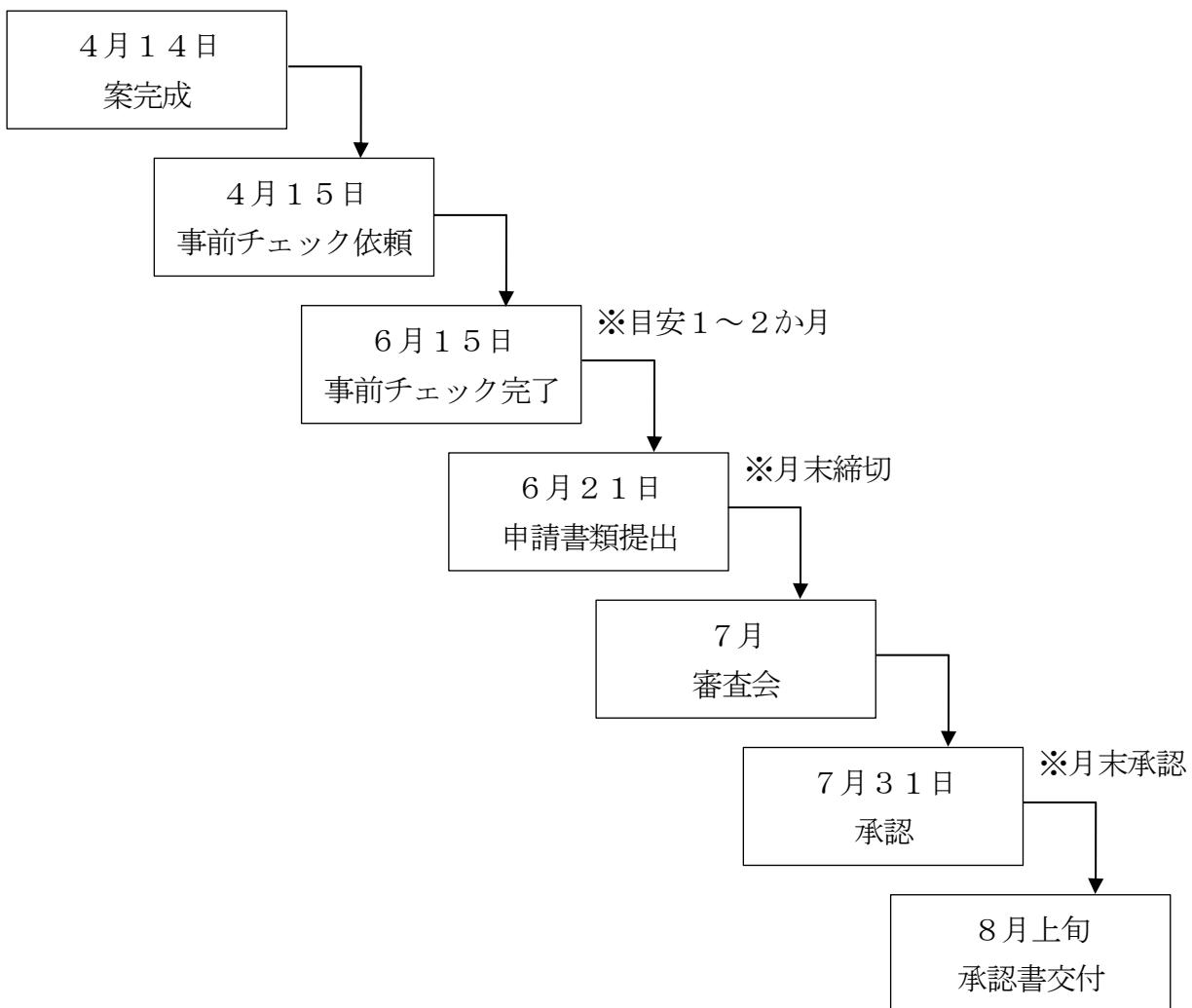
⑥承認書の交付

計画を承認した場合、県から承認書を送付します。 (審査月の翌月上旬)

【フロー図】



(例)



(3) 経営革新計画の申請書類一覧

中小企業庁や他県の様式とは一部異なりますので、必ず本県の様式を使用してください。

(②～⑤は郵送での提出が必須。⑥、⑦は電子データで提出した場合郵送不用)

①申請書（様式1－1、別表1～6）、直近2期の確定申告書（決算書）一式の写し
事前確認時に提出済ですので、**本申請時に改めて提出する必要はありません。**

②定款の写し（法人の場合） 1部

③履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）の原本 1部
申請日から**3か月以内**のもの

④誓約書（様式1－2） 1部

代表者印を押印してください。（個人の場合は自署又は実印）

⑤役員等名簿（様式1－3） 1部

代表者印を押印してください。（個人の場合は自署又は実印）

※（4）誓約書及び（5）役員等名簿は、千葉県の暴力団排除推進の取組のため、
御提出いただくこととしております。

⑥事業案内書（会社経歴書・パンフレット等） 3部

※電子データにより提出する場合、紙での提出は不要です。

⑦その他、経営革新計画に係る資料（見積書、図面、特許等） 3部

※電子データにより提出する場合、紙での提出は不要です。

3 経営革新計画の内容

(1) 経営革新計画の内容

経営革新計画の事業期間は、3年間から5年間です。

ただし、研究開発期間を加えた場合、計画期間を8年間まで（研究開発期間＋事業期間）とすることが可能です。

①経営革新計画の要件

経営革新計画の承認を受けるためには、「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を達成する内容である必要があります。

基盤技術及びサービスモデルの研究開発、知的財産の活用等の先進的な取組から、異分野の特定事業者の連携、他の事業者から取得した経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）の利用、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組が対象となります。

要件1【新事業活動】

次のいずれかに取り組むことを指します。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務（サービス）の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務（サービス）の新たな提供の方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

※自社にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても、原則として承認対象となります。ただし、業種ごとに同業他社（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）で既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象外となります。

※「新事業活動」に該当しない例

- ・既存の販売方法を用いて、既存商品の販売エリアを拡大する事業
- ・新たな設備を導入して、既存製品の生産効率を向上させるだけの事業
- ・新商品を開発したがテストマーケティング等を行っておらず、売れる見通しが立っていない事業
- ・フランチャイズや代理店に加盟するだけの事業
- ・健康や美容に関する効果・効用をもたらす食品・器具などの開発・販売に当たり、効用等を示す客観的な根拠データ（公的第三者試験機関によるデータなど）や開発・販売に必要な許認可等を、経営革新計画の申請前に取得していない事業

要件2 【経営の相当程度の向上】

経営革新計画の承認を受けるためには、**以下の①、②の両方の経営指標について目標値の達成が必要となります。**

経営指標の達成は、計画終了時点において達成していればよく、計画途中の各年において達成していないとも構いません。なお、**計画終了時にそれぞれ正の値であることが必要です。**

①付加価値額又は一人当たりの付加価値額

- ア 事業期間が3年の場合は、計画終了時において9.0%以上向上
- イ 事業期間が4年の場合は、計画終了時において12.0%以上向上
- ウ 事業期間が5年の場合は、計画終了時において15.0%以上向上

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

1人当たりの付加価値額＝付加価値額／従業員数

②給与支給総額

- ア 事業期間が3年の場合は、計画終了時において4.5%以上向上
- イ 事業期間が4年の場合は、計画終了時において6.0%以上向上
- ウ 事業期間が5年の場合は、計画終了時において7.5%以上向上

※給与支給総額には、従業員や役員に支払う給料、賞与のほか、各種手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）といった給与所得とされるものが含まれます。ただし、退職所得など、給与所得とされないものは含まれません。また、福利厚生費は給与支給総額に含まれません。

※付加価値額、給与支給総額の伸び率の計算方法は、以下のとおりです。

A：申請直近期末値

B：計画終了年度末値

伸び率 (%) = (B - A) ÷ |A| × 100 (|A|は絶対値を示す)

②承認のポイント（事前チェック及び承認審査の主なポイント）

- ア 今後提供する商品やサービスの内容（何を、誰に、どのように）が明確で、代表者が具体的に説明できるか
- イ 計画における取組内容（何を、誰が、いつ、どのように）が明確で、代表者が具体的に説明できるか
- ウ 現在の事業（商品、サービス、生産方式、販売方式等）とは異なる点が明確で

あるか

- エ 当社や業界の課題等と、課題解決に向けた取組が対応しているか
- オ 取組内容の独自性、新規性、革新性が明確であるか
- カ 新事業と類似の事業を行なっている他社との差別化や競争優位性が明確であるか
- キ 売上や経費の積算根拠を具体的に説明できるか

③経営革新のための事業の実施に当たり留意すべき事項

ア 経営課題等の明確化

申請者は、経営革新のための事業を行うに先立ち、「ローカルベンチマーク」等を用いて自社の現状を具体的に分析し、経営課題を整理するとともに、経営革新のための事業を的確に実施するため、当該事業が経営課題の解決に資することを明確化してください。

※「ローカルベンチマーク」とは、企業の経営者等と支援機関が、企業の経営状態を把握し、互いに対話をを行うための基本的な枠組です。

<参考>

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

(ローカルベンチマーク（通称：ロカベン）（METI/経済産業省）)

イ 市場に関する調査及び分析

申請者は、経営革新のための事業を行うに先立ち、経営革新のための事業に係る市場に関する調査及び分析を行うよう努めてください。

（2）経営革新計画の申請様式及び記載例

経営革新計画の承認申請書様式及び記載例については千葉県ホームページの「経営革新計画の申請様式等」からダウンロードが可能です。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keiekakushin/shiryou.html>

(3) 経営革新計画申請書の記載要領

申請者は以下の要領に従って、経営革新計画の必要事項を記載してください。

①別表1 経営革新計画

別表1は概ね5枚程度を目安としてまとめること。

ア 「小分類業種名」欄の業種

日本標準産業分類に基づく「小分類の業種名」及び「小分類の番号」(3桁)を記載すること。

イ 計画の類型

申請する経営革新計画の類型番号及び名称を記載すること。

ウ 経営革新の内容及び既存事業との相違点

1～4の各項目について、具体的に記述すること。なお、1～4の項目に加え、新たな項目を設けて記載することは差し支えありません。

エ 経営の向上の程度を示す指標

別表3の数値と一致させること。

②別表2 実施計画と実績

ア 実施項目

具体的な実施内容を記載すること。

イ 評価基準

定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが、定性的な基準でも可とします。

ウ 評価頻度

自社で計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。

エ 実施時期

実施項目を**実施する時期を申請企業の決算期に合わせ、四半期単位で記載すること。**

なお、**初年度は必ずしも第1四半期から始まるものではなく、計画申請時期によって、例えば第3四半期から始まる場合もあり得ます。**

オ 実績

実績欄については、経営革新計画承認後、例年7月頃に県が実施する実施状況調査に活用するためのものであり、申請の段階で記載する必要はありません。

③別表3、別表3－2 経営計画及び資金計画

直近期末以前の欄は、直近期末を含む3年間の決算書から転記すること。創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

なお、決算直後の申請の場合は、1期前の決算数値を直近期末の数値とします。その場合、決算直後用の別表3及び別表3-2を使用することになるので、注意すること。

また、別表3-2で設備資金及び運転資金のうち、経営革新に係るもののみを記載した上で、別表5を記載すること。

また、設備資金に係る金額については、添付する当該設備等の見積書又は積算根拠書類（カタログ等）の数値と一致させること。

その他の項目の主な注意点は以下のとおりです。

ア 人件費

以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。

- ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
- ・一般管理費に含まれる役員報酬、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

イ 減価償却費

以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。

- ・減価償却費（繰延資産の償却額を含む）
- ・リース・レンタル費用（損金算入されるものを計上してもよいが、一旦計上了後は、その後の実績報告等でも計上すること）

ウ 従業員数

- ・役員（事業主）も含むこと。
- ・勤務時間によって人数を調整すること。
- ・派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、それらの者も従業員数に加えること。（その際には、勤務時間によって人数を調整する必要があります）

【勤務時間による調整の例】

週休2日制の事業所で、週2日・1日4時間のパートの場合

$$1\text{人} \times 2 / 5\text{日} \times 4 / 8\text{時間} = 0.\text{2人} \text{として計上します}$$

④別表4 売上高等の変化理由

・計画の実現可能性を判断する資料として審査において特に重視するので、予想される売上高、売上原価、販売費及び一般管理費を設定・算出した根拠を、決算期ごとに具体的に記載すること。表なども使用して差し支えありません。

（例：商品販売数、契約件数、集客数、材料費、人件費等の算出に当たり、参照した統計データや過去の自社実績、市場動向等の裏付け）

⑤別表5 設備投資計画及び運転資金計画

- ・期間・数値等の記載内容を別表3－2と一致させること。

⑥その他

- ・各表が1枚で書ききれない場合は、複数の用紙にわたって記載しても差し支えありません。
- ・用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

4 経営革新計画の承認に基づく支援策

経営革新計画が承認された場合、各種支援措置が利用できます。詳しくは、県ホームページ「経営革新計画について」の「4. 経営革新計画の承認に基づく主な支援策」を御覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keieikakushin/guide.html>



なお、**経営革新計画の承認は、各種支援措置を保証するものではなく、県による経営革新計画承認を受けた後、各支援機関における支援措置に係る審査が別途行われます。**申請者は、計画の申請手続に合わせ、希望する支援機関において事前に相談を行ってください。

5 経営革新計画の承認後に実施される各種調査

経営革新計画の承認を受けた事業者に対しては、国及び県において各種調査が実施されます。

これらの調査は、各種支援策を検討する上で、重要な参考となりますので、御協力ください。

- (1) 経営革新計画フォローアップ調査（国・12月頃実施）
- (2) 経営革新計画終了企業調査（国・12月頃実施）
- (3) 経営革新計画実施状況調査（県・7月頃実施）
- (4) 経営革新計画終了企業事後調査（県・7月頃実施）

6 経営革新計画に関するお問い合わせ先

	機関名	住所	TEL
制度全般	千葉県 商工労働部 経営支援課 経営支援班	千葉市中央区市場町 1-1 県庁本庁舎 14 階	043-223-2712
	経済産業省 関東経済産業局 産業振興部 中小企業課	埼玉県さいたま市上落合 2-11 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0321
主な支援機関	(公財)千葉県産業振興センター (チャレンジ企業支援センター)	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 23 階	043-299-2907
	(公財)千葉県産業振興センター (千葉県よろず支援拠点)	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 WBG マリブイースト 23 階	043-299-2921
	千葉県中小企業団体中央会	千葉市中央区富士見 2-22-2 千葉中央駅前ビル 3 階	043-306-3282
	千葉県商工会連合会	千葉市中央区中央 4-16-1 建設会館ビル 5 階	043-305-5222
	(一社)千葉県中小企業診断士協会	千葉市中央区中央 3-10-6 北野京葉ビル 3 階	043-301-3860
低利融資	(株)日本政策金融公庫 千葉支店	千葉市中央区新町 1000 センシティタワー 12 階	0570-037502
	(株)日本政策金融公庫 松戸支店	松戸市本町 7-10 ちばぎんビル 5 階	0570-037762
	(株)日本政策金融公庫 船橋支店	船橋市本町 1-10-10 船橋市商工会議所会館	0570-039512
	(株)日本政策金融公庫 館山支店	館山市北条 1063-2	0570-037524
	(株)商工組合中央金庫 千葉支店	千葉市中央区新千葉 1-4-3 WESTRIQ 千葉フコク生命ビル 9 階	043-248-2345
	(株)商工組合中央金庫 松戸支店	松戸市松戸 1846-2	043-365-4111
	千葉県 商工労働部 経営支援課 金融支援室	千葉市中央区市場町 1-1 県庁本庁舎 14 階	043-223-2707
保証枠の拡大	千葉県信用保証協会 本店保証部	千葉市中央区中央 4-17-8 千葉県自治会館 2 階	043-221-8111
	千葉県信用保証協会 松戸支店保証課	松戸市本町 7-10 ちばぎんビル 4 階	047-365-6010
技術相談	千葉県産業支援技術研究所 技術支援室	千葉市若葉区加曽利町 889	043-231-4365

※上記機関以外にも、お近くの商工会及び商工会議所で相談が受けられます。